

北海道教育大学授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則

制 定 平成16年4月1日
平成16年規則第34号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 北海道教育大学の学部、大学院、養護教諭特別別科（以下「別科」という。）、の学生の入学料及び授業料の免除又は徴収猶予並びに寄宿料の免除（以下「授業料の免除等」という。）の取扱いについては、他に別段の定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(選考及び許可)

第2条 授業料の免除等の許可は、本人及び連帯保証人連署の申請に基づき、キャンパス長又は教職大学院長（以下「キャンパス長等」という。）の申出により、学生支援委員会の審議を経て、学長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、除籍による免除、休学による免除及び徴収猶予中の退学による免除の許可は、キャンパス長の申請に基づき、学長が行う。

3 キャンパス長等は、前2項の申出等に当たっては、各校又は教職大学院（以下「各校等」という。）の授業料等免除の選考に関する委員会（以下「委員会」という。）の審議を経るものとする。

第2章 入学料の免除

(学部又は別科の免除対象者)

第3条 学部又は別科に入学する者（科目等履修生、研究生等として入学する者を除く。）で、入学料の免除の対象となるものは、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者とする。

(1) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担する者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由があるとき。

(大学院の免除対象者)

第4条 大学院に入学する者（科目等履修生、研究生等として入学する者を除く。）で、入学料の免除の対象となるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者

(2) 入学時に学校又は教育委員会、教育研究所及びその他これらに準ずる教育関係機関に在職する者で次のいずれかに該当する者

ア 小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、幼稚園及び特別支援学校に教員として在職している者（臨時採用、非常勤講師及び時間講師等期限付き採用の者は除く。）

イ 教育委員会、教育研究所及びその他これらに準ずる教育関係機関に在職している者で、前号に規定する教員として勤務した期間が通算で3年以上ある者

2 前項の規定にかかわらず、前条各号のいずれかに該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められる者は、免除の対象とすることができる。

(免除の額)

第5条 入学料の免除の額は、原則として入学料の全額又は半額とする。

(免除の申請)

第6条 入学料の免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに、次に掲げる

書類のうち必要なものを、キャンパス長等を経て、学長に提出しなければならない。

- (1) 申請書
- (2) 家庭調書
- (3) 市区町村長が発行する所得を証明する書類
- (4) 市区町村長等が発行する災害を証明する書類
- (5) その他学長が必要と認める書類

第7条 削除

(除籍による免除)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、未納の入学料の全額を免除する。

- (1) 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者が、次条第2項に規定する期間中に死亡し、除籍された場合
- (2) 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者又は半額免除を許可された者が、第10条第3項に規定する期間中に死亡し、除籍された場合
- (3) 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者又は半額免除を許可された者及び徴収猶予期間が満了した者が、納入すべき入学料を納付しないことにより除籍された場合

第3章 入学料の徴収猶予

(徴収猶予)

第9条 学部、大学院及び別科に入学する者（科目等履修生，研究生等として入学する者を除く。）で、次の各号のいずれかに該当する場合は、入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに、入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに、納付が困難であると認められる場合
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者については、免除又は徴収猶予を許可され、又は不許可となるまでの間は、入学料の徴収を猶予する。

(徴収猶予の申請等)

第10条 入学料の徴収猶予を受けようとする者は、入学手続終了の日までに、第6条各号に規定する書類を、キャンパス長等を経て、学長に提出しなければならない。ただし、入学料免除を申請した者については、免除の不許可又は半額免除の許可が告知された日から14日以内に徴収猶予の申請をすることができるものとする。

2 入学料の徴収猶予の期間は、当該入学年度の3月10日までの間において、許可の都度定める。

3 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者又は半額免除を許可された者（第1項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。）は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可が告知された日から14日以内に、入学料を納付しなければならない。

第4章 授業料の免除

(経済的理由による免除)

第11条 学部、大学院及び別科の学生（科目等履修生，研究生等を除く。以下「学生」という。）が経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、その授業料を免除することができる。

2 前項に定める授業料の免除は、年度を前期及び後期の2期に分け各期ごとに許可

するものとし、免除の額は、原則として各期分の授業料の全額又は半額とする。

- 3 第1項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、前期分については4月20日までに、後期分については10月20日までに、第6条各号に規定する書類を、キャンパス長等を経て、学長に提出しなければならない。

(留学による免除)

第11条の2 北海道教育大学学則（平成26年学則第1号）第65条に規定する留学（以下「留学」という。）をした学生が修業年限を超えて在学する場合、当該留学により修業年限を超過する期間のうち、修業年限を超過したときから1年以内の期間について、授業料を免除することができる。

- 2 前項に定める授業料の免除は、年度を前期及び後期の2期に分け各期ごとに許可するものとし、免除の額は、原則として各期分の授業料の全額とする。

- 3 第1項に規定する授業料の免除の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(休学による免除)

第12条 授業料の納付期限前1月の末日（以下「基準日」という。）までに学生に休学を許可した場合は、次の算式により算定した授業料の全額を免除する。

休学当月の翌月（休学の開始日が月の初日に当たる場合は、休学当月）から復学当月の前月までの月数

授業料年額 ×

1 2

(除籍による免除)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その者の未納の授業料を全額免除することができる。

- (1) 死亡又は行方不明により除籍された場合
- (2) 授業料の未納を理由として除籍された場合
- (3) 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者又は半額免除を許可された者及び徴収猶予期間が満了した者が、所定の期日までに入学料を納付しないことにより除籍された場合

(災害等による免除)

第14条 次の各号のいずれかに該当する特別な事情により、納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由発生の翌期の授業料を免除することができる。ただし、当該事由発生の時期が基準日以前であり、かつ、当該期分の授業料を納付していない場合においては、当該期分の授業料を免除することができる。

- (1) 基準日前6月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除については、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

- 2 前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、各期ごとの授業料の納付月の前月の20日までに、第6条各号に規定する書類を、キャンパス長等を経て、学長に提出しなければならない。ただし、前項ただし書に該当する者の提出期限は、基準日とする。

(徴収猶予中退学した場合の免除)

第15条 授業料の徴収猶予を許可されている学生が、願い出により退学を許可された場合は、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

第5章 授業料の徴収猶予

(徴収猶予)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合は、授業料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに、授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
 - (2) 学生又は学資負担者が災害を受け、納付期限までに、授業料の納付が困難と認められる場合
 - (3) 行方不明の場合
 - (4) その他やむを得ない事情があると認められる場合
- 2 前項に定める授業料の徴収猶予は、年度を前期及び後期の2期に分け各期ごとに許可するものとし、徴収猶予の期間は、前期分については9月末日までの間、後期分については3月10日までの間において、許可の都度定める。
- 3 第1項の規定により授業料の徴収猶予を受けようとする者は、前期分については4月20日までに、後期分については10月20日までに、第6条各号に規定する書類を、キャンパス長等を経て、学長に提出しなければならない。
- 4 授業料の免除又は徴収猶予を申請した者については、免除又は徴収猶予を許可され、又は不許可となるまでの間は、授業料の徴収を猶予する。
- 5 授業料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者又は半額免除を許可された者は、速やかに授業料を納付しなければならない。

(月割分納)

第17条 授業料の徴収猶予の許可を申請している者で、特別の事情があると認められる場合は、授業料の月割分納を許可することができる。

- 2 前項に規定する月割分納は、年度を前期及び後期の2期に分け各期ごとに許可するものとし、月割分納の額は、授業料年額の12分の1に相当する額とする。
- 3 月割分納を許可された場合の授業料の納付期限は、毎月末日とする。ただし、休業期間中の授業料の納付期限は、休業開始日の前日とする。

第6章 寄宿料の免除

(除籍による免除)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その者の未納の寄宿料の全額を免除することができる。

- (1) 死亡又は行方不明により除籍された場合
- (2) 授業料の未納を理由として除籍された場合
- (3) 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者又は半額免除を許可された者及び徴収猶予期間が満了した者が、所定の期日までに入学料を納付しないことにより除籍された場合

(災害等による免除)

第19条 学生又は学資負担者が、風水害等の災害を受け寄宿料の納付が著しく困難であると認められる場合は、災害当月の翌月から起算して6月の範囲内で学長が必要と認める期間に納付すべき寄宿料の全額を免除することができる。

- 2 前項の規定により寄宿料の免除を受けようとする者は、第6条各号に規定する書類を、キャンパス長等を経て、学長に提出しなければならない。
- 3 第1項の必要と認める期間が翌年度にわたる者については、翌年度の当初において翌年度分に係る免除の申請を改めて前項の規定により行うものとする。

第7章 許可の取消し

(許可の取消し)

第20条 入学料の免除又は徴収猶予を許可された者、授業料の免除又は徴収猶予を許可された者及び寄宿料の免除を許可された者で、その後免除若しくは徴収猶予の事

由が消滅したと認められる場合又は申請について虚偽の事実が判明した場合は、キャンパス長等は各校等の委員会の審議を経て、免除又は徴収猶予の許可の取消しを学長に申請するものとする。

- 2 学長は、前項の申請に基づき、学生支援委員会の審議を経て、免除又は徴収猶予の許可の取消しを行うものとする。
- 3 前項の規定により免除又は徴収猶予の許可を取り消された者は、次に掲げる額の入学料、授業料又は寄宿料を納付しなければならない。
 - (1) 免除事由の消滅により許可を取り消された場合は、取消しの日の属する月から月割計算による額
 - (2) 徴収猶予の事由の消滅により許可を取り消された場合は、徴収猶予の額
 - (3) 月割分納の事由の消滅により許可を取り消された場合は、未納の額
 - (4) 申請について虚偽の事実が判明したことにより許可を取り消された場合は、免除された額

第8章 雑則

(審議事項の特例)

第21条 第2条第1項及び前条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、各校等の委員会の議決をもって、学生支援委員会の議決とすることができる。

- (1) 入学料の徴収猶予の許可に係る選考に関すること。
 - (2) 授業料の徴収猶予の許可に係る選考に関すること。
 - (3) 入学料の免除又は徴収猶予を許可された者、授業料の免除又は徴収猶予を許可された者及び寄宿料の免除を許可された者の免除若しくは徴収猶予の事由の消滅又は虚偽の記載による許可の取消しに関すること。
- 2 キャンパス長等は、前項各号に定める選考又は許可の取消しを行った場合は、学長に申出等を行うものとする。

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年11月14日平成18年規則第16号 改正)

この規則は、平成18年11月14日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日平成18年規則第46号 改正)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月21日平成19年規則第78号 改正)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日に特別支援教育特別専攻科に在学する学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成23年3月24日平成22年規則第36号 改正)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、改正後の第12条及び第14条については、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年8月24日平成23年規則第33号 改正)

この規則は、平成23年8月27日から施行する。

附 則 (平成25年1月29日平成24年規則第54号 改正)

この規則は、平成25年1月29日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日平成26年規則第54号 改正)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。